

# CIRCULAR

By your side

メンバーの皆様

2022年11月1日

## EU 制裁—ロシアからの石炭・肥料を含む特定貨物の輸送に関して EU が公開した Q&A 集の改訂について

欧州連合（EU）は 2022 年 9 月 19 日、ロシアからの石炭や特定種類の肥料を含む特定貨物の輸送（と関連保険）に関する [Q&A 集](#) を改訂し、仕向地が EU 域外の国への輸送は（理事会規則（EU）833/2014 の）禁止対象としないと明言しました。

2022 年 10 月 7 日、EU は Q&A 集を次のように更新しました。

**2. 理事会規則 833/2014 の附属書 XVII、XXI および XXII に定める物品の仕向地が第三国であり、EU 域内を通過しない場合、このような物品を EU の企業が移送することは認められますか。**

最終更新日：2022 年 10 月 7 日

認められません。理事会規則 833/2014 の第 3g 条、第 3i 条および第 3j 条では、附属書 XVII、XXI および XXII に記載の物品がロシア産もしくはロシアから輸出される場合、直接的か間接的かを問わず、その購入、輸入、もしくは移送を禁じています。この移送禁止規定は、物品の最終仕向地に関わらず適用される一方、輸入禁止規定は、元来、「欧州連合域内に」運び込まれる物品に適用されます。移送が理事会規則 833/2014 の第 13 条に定める範囲に該当する場合、物品の仕向地が EU かどうかを問いません。このことは、ロシアの経済基盤を著しく弱体化させ、同国製品の重要市場を奪うとともに、同国の戦争遂行能力を大幅に削ぐという制裁目的にもかなうものです。これ以外のいかなる解釈も、当該禁止規定の目的を実質的に骨抜きにし、深刻な抜け穴をつくることになりません。

しかし、EU は、その制裁によって世界の第三国、とりわけ後発開発途上国の食料・エネルギー安全保障に影響が及ぶことを回避すべく積極的に取り組んでいます。この取り組み方針は、理事会規則 2022/1269 の前文の 11 および 12 にも明記されており、これに鑑みれば、附属書 XXI および XXII に記載の特定物品の第三国への移送は、「世界の食料・エネルギー不安と闘い」、第三国で「それによる一切の悪影響を回避するため」に認められるべきです。

特定のエネルギー関連物品の第三国への移送、ならびに、このような移送に関わる融資および資金援助を EU 事業者が実施する場合、エネルギー安全保障を確保する観点から認める必要があります。当該事業者固有のサプライチェーンや利用可能な輸送手段を考慮すると、EU 域内を通過することなく、仕出地から仕向地への 2 地点間（例えばロシアから第三国）の移送に限って許可されるものとなります。対象となる物品は次のとおりです。

- 附属書 XXI に記載の CN コード 4401（燃料用木材）および 4402（木炭）に該当するエネルギー物品
- 附属書 XXII に記載の全品目（石炭および関連製品）



理事会規則 2022/1269 の前文の 12 は、EU 制裁が「第三国とロシアの間における小麦および肥料を含む農産物・食品の貿易をいかなる方法でも対象としない」とさらに明確に規定しています。したがって、第三国への移送、ならびに、このような移送に関わる融資・資金援助が EU 事業者によって実施されるか EU 領域経由（域内を通過する輸送を含む）で実施される場合、以下の物品については、いかなる方法によっても妨げられないものとします。

- 附属書 XXI に記載の CN コード 310420、310520、310560、ex31059020 および ex31059080 に該当する肥料
- 附属書 XXI に記載の CN コード 2303 に該当する家畜飼料

上記は、カリーニングラードを仕出地もしくは仕向地とする物品の通過に関するガイダンスを損なわず、また、EU 加盟国が国家安全保障上の利益を守るために必要な措置を講じる能力も損なわないものとします。

**4. 附属書 XVII、XXI、XXII に記載の物品や製品を第三国に輸送または移送するに当たり、理事会規則 833/2014 の第 3g 条、第 3i 条、および第 3j 条に定めるサービス（仲介業務や保険業務を含む資金援助など）のうち、禁止対象となるサービスはどれですか。**

最終更新日：2022 年 10 月 7 日

附属書 XVII、XXI、および XXII に記載の物品・製品の第三国への輸送または移送に関して、EU の事業者が保険業務、仲介業務、その他の融資・資金援助を提供することは禁じられます。物品または製品の移送が EU の事業者によるものか非 EU の事業者によるものかを問わず、そのような輸送に関する支援業務を担う事業者が EU の事業者である場合、本禁止規定の対象となります。

しかし、EU は、その制裁によって世界の第三国、とりわけ後発開発途上国の食料・エネルギー安全保障に影響が及ぶことを回避すべく積極的に取り組んでいます。この取り組み方針は、理事会規則 2022/1269 の前文の 11 および 12 にも明記されており、これに鑑みれば、附属書 XXI および XXII に記載の特定物品の第三国への移送は、「世界の食料・エネルギー不安と闘い」、第三国で「それによる一切の悪影響を回避するため」に認められるべきです。

特定のエネルギー関連物品の第三国への移送、ならびに、このような移送に関わる融資および資金援助を EU 事業者が実施する場合、エネルギー安全保障を確保する観点から認める必要があります。当該事業者固有のサプライチェーンや利用可能な輸送手段を考慮すると、EU 域内を通過することなく、仕出地から仕向地への 2 地点間（例えばロシアから第三国）の移送に限って許可されるものとします。対象となる物品は次のとおりです。

- 附属書 XXI に記載の CN コード 4401（燃料用木材）および 4402（木炭）に該当するエネルギー物品
- 附属書 XXII に記載の全品目（石炭および関連製品）

理事会規則 2022/1269 の前文の 12 は、EU 制裁が「第三国とロシアの間における小麦および肥料を含む農産物・食品の貿易をいかなる方法でも対象としない」とさらに明確に規定しています。したがって、第三国への移送、ならびに、このような移送に関わる融資・資金援助が EU 事業者によって実施されるか EU 領域経由（域内を通過する輸送を含む）で実施される場合、以下の物品については、いかなる方法によっても妨げられないものとします。

- 附属書 XXI に記載の CN コード 310420、310520、310560、ex31059020 および ex31059080 に該当する肥料



- 附属書 XXI に記載の CN コード 2303 に該当する家畜飼料

上記は、カーリーニングラードを仕出地もしくは仕向地とする物品の通過に関するガイダンスを損なわず、また、EU 加盟国が国家安全保障上の利益を守るために必要な措置を講じる能力も損なわないものとしします。

**メンバーの皆様は、以下の点にご注意ください。**

- 今回の Q&A 集の改訂では、ロシア原産の木材・木炭および石炭製品の非 EU 加盟国への輸送（およびそのような航海の保険）は EU 域内の通過を伴わない場合に限り許可されるのに対して、肥料および家畜飼料の非 EU 加盟国への輸送（および関連保険）は、たとえ EU 域内の通過を伴う場合でも許可される点が規定されています。
- 許可される木材製品の範囲は、これまで CN コード 44 の全製品でしたが、今回、CN コード 4401 の燃料用木材と CN コード 4402 の木炭のみに限定されました。
- CN コード ex2901 および 2902 に該当する炭化水素と、CN コード 2523 および 6810 に該当するセメント製品は、許可製品リストから除外されました。

## 2022 年 9 月 19 日に改訂された EU の Q&A 集

2022年9月19日、欧州連合（EU）は、ロシアからの石炭その他の固形化石燃料や特定種類の肥料を含む特定貨物の輸送に関する規定の適用について疑問点の解消を目的に作成したQ&A集をさらに改訂しました。

今回のQ&A集は、8月にEUが主張した見解とは逆に、理事会規則833/2014の附属書XXI（ならびに関連保険契約）に定める石炭および特定の物品について、第三国が仕向地の場合、実際には輸送禁止対象にならないと明言しています。Q&A集の中で、これに該当する改訂部分は、以下のとおりです。

**2. 理事会規則833/2014の附属書XVII、XXIおよびXXIIIに定める物品の移送の仕向地が第三国であり、EU域内を通過しない場合、このような物品をEUの企業が移送することは認められますか。**

**最終更新日：2022年9月19日**

認められません。理事会規則833/2014の第3g条、第3i条および第3j条では、附属書XVII、XXIおよびXXIIIに記載の物品がロシア産もしくはロシアから輸出される場合、直接的か間接的かを問わず、その購入、輸入、もしくは移送を禁じています。この移送禁止規定は、物品の最終仕向地に関わらず適用される一方、輸入禁止規定は、元来、「欧州連合域内に」運び込まれる物品に適用されます。移送が理事会規則833/2014の第13条に定める範囲に該当する場合、物品の仕向地がEUかどうかを問いません。このことは、ロシアの経済基盤を著しく弱体化させ、同国製品の重要市場を奪うとともに、同国の戦争遂行能力を大幅に削ぐという制裁目的にもかなうものです。これ以外のいかなる解釈も、当該禁止規定の目的を実質的に骨抜きにし、深刻な抜け穴をつくることとなります。

しかし、EUは、その制裁によって世界の第三国、とりわけ後発開発途上国の食料・エネルギー安全保障に影響が及ぶことを回避すべく積極的に取り組んでいます。この取り組み方針は、理事会規則2022/1269の前文の11および12にも明記されており、これに鑑みれば、附属書XXIおよびXXIIIに記載の特定物品の第三国への移送は、「世界の食料・エネルギー不安と闘い」、第三国で「それに



よる一切の悪影響を回避するため」に認められるべきです。このことは、以下に挙げる物品について、EU事業者によって実施されるかEU領域経由（域内を通過する輸送を含む）による第三国への移送だけでなく、このような移送に関わる融資や資金援助にも適用されます。

- 附属書XXIに記載のCNコード310420、310520、310560、ex31059020およびex31059080に該当する肥料
- 附属書XXIIに記載のCNコード2303に該当する家畜飼料
- 附属書XXIIに記載のCNコードex2901および2902に該当する特定の炭化水素
- 附属書XXIIに記載のCNコード44（木材）、2523および6810（セメント製品）に該当する必需品
- 附属書XXIIIに記載の全品目（石炭および関連製品）

**4. 附属書XVII、XXI、およびXXIIIに記載の物品や製品を第三国に輸送または移送するに当たり、理事会規則833/2014の第3g条、第3i条、および第3j条に定めるサービス（仲介業務や保険業務を含む資金援助など）のうち、禁止対象となるサービスはどれですか。**

**最終更新日：2022年9月19日**

附属書XVII、XXI、XXIIIに記載の物品や製品の第三国への輸送または移送に関して、EUの事業者が保険業務、仲介業務、その他の融資・資金援助を提供することは禁じられます。物品または製品の移送がEUの事業者によるものか非EUの事業者によるものかを問わず、そのような輸送に関する支援業務を担う事業者がEUの事業者である場合、本禁止規定の対象となります。

しかし、EUは、その制裁によって世界の第三国、とりわけ後発開発途上国の食料・エネルギー安全保障に影響が及ぶことを回避すべく積極的に取り組んでいます。この取り組み方針は、理事会規則2022/1269の前文の11および12にも明記されており、これに鑑みれば、附属書XXIおよびXXIIIに記載の特定物品の第三国への移送は、「世界の食料・エネルギー不安と闘い」、第三国で「それによる一切の悪影響を回避するため」に認められるべきです。このことは、以下に挙げる物品について、EU事業者によって実施されるかEU領域経由（域内を通過する輸送を含む）による第三国への移送だけでなく、このような移送に関わる融資や資金援助にも適用されます。

- 附属書XXIに記載のCNコード310420、310520、310560、ex31059020およびex31059080に該当する肥料
- 附属書XXIIに記載のCNコード2303に該当する家畜飼料
- 附属書XXIIに記載のCNコードex2901および2902に該当する特定の炭化水素
- 附属書XXIIに記載のCNコード44（木材）、2523および6810（セメント製品）に該当する必需品
- 附属書XXIIIに記載の全品目（石炭および関連製品）

**本件について8月12日に発行した当初のサーキュラーは、下記のとおりです。**

2022年8月10日、欧州連合（EU）は、ロシアからの石炭その他の固形化石燃料や特定種類の肥料を含む特定貨物の輸送に関する規定の適用について、疑問点の解消を目的とした最新 Q&A 集を公開しました。本サーキュラーに記載のとおり、今回の説明は、EU の事業者による当該物品の輸送





にとどまらず、事業所所在地を問わずあらゆる事業者による輸送を対象とした保険契約にも多大な影響があります。

2022年4月8日、EUは[理事会規則 833/2014](#)を改正した[理事会規則 2022/576](#)を公表しました。同規則には、以下の条項が含まれます。

### 第 3i 条—ロシアに多大な収益をもたらす物品

1. 附属書 XXI に掲げるとおり、ロシアに多大な収益をもたらし、それによりウクライナ情勢の不安定化を招く行為を可能にするような物品が、ロシア原産かロシアから輸出されるものである場合、当該物品を直接的または間接的に EU 向けに購入し、輸入し、または移送することを禁じる。

2. 次の行為は禁止する。

(a) 第 1 項の禁止事項に関連し、第 1 項で言及された物品および技術、ならびに当該物品および技術の供与、製造、保守および使用に関する技術援助、仲介業務またはその他のサービスを直接的または間接的に提供すること。

(b) 第 1 項の禁止事項に関連し、第 1 項で言及された物品および技術の購入、輸入もしくは移送、または関連する技術援助、仲介業務もしくはその他のサービスの提供に対し、直接的または間接的に融資または資金援助を行うこと。

3. 第 1 項および第 2 項の禁止事項は、2022 年 4 月 9 日以前に締結された契約または当該契約の履行に必要な付随契約について、2022 年 7 月 10 日までの履行には適用されないものとする。

4. 2022 年 7 月 10 日の時点で、第 1 項および第 2 項の禁止事項は、以下に挙げるものの輸入、購入もしくは輸送、または EU への輸入に必要となる関連の技術援助もしくは資金援助には適用されない。

(a) CN 3104 20 に定める塩化カリウムについては、7 月 10 日から翌年 7 月 9 日までを 1 年とする期間に 837,570 トンまで

(b) 附属書 XXI に記載された、CN 3105 20、同 3105 60 および同 3105 90 に定めるその他の製品については、7 月 10 日から翌年 7 月 9 日までを 1 年とする期間に合計 1,577,807 トンまで

5. 第 4 項に定める輸入数量割当は、欧州委員会実施規則 (EU) 2015/2447 (\*) 第 49 条～第 54 条に規定する関税割当制度の管理システムに従い、欧州委員会と加盟国に管理されるものとする。

### 第 3j 条—石炭その他の固形化石燃料

1. 附属書 XXII に掲げるとおり、石炭その他の固形化石燃料が、ロシア原産かロシアから輸出されるものである場合、これを直接的または間接的に EU 向けに購入し、輸入し、または移送することを禁じる。

2. 次の行為は禁止する。



(a) 第 1 項の禁止事項に関連し、第 1 項で言及された物品および技術、ならびに当該物品および技術の供与、製造、保守および使用に関する技術援助、仲介業務またはその他のサービスを直接的または間接的に提供すること。

(b) 第 1 項の禁止事項に関連し、第 1 項で言及された物品および技術の購入、輸入もしくは移送、または関連する技術援助、仲介業務もしくはその他のサービスの提供に対し、直接的または間接的に融資または資金援助を行うこと。

3. 第 1 項および第 2 項の禁止事項は、2022 年 4 月 9 日までに締結された契約または当該契約の履行に必要な付随契約について、2022 年 8 月 10 日までの履行には適用されないものとする。

上記の附属書 XXI および附属書 XXII の条文は、[理事会規則 2022/576](#)にあります。

附属書 XXI に定めるとおり、ロシアに多大な収益をもたらすとされる物品リストには、（ロシアが主要生産国の）特定種類の肥料が含まれているため、第 3i 条の禁止対象に当たることにご留意ください。

各クラブや顧問弁護士が第 3i 条と第 3j 条を普通に読めば、ロシアの肥料、石炭、その他の固形化石燃料の輸送に関する禁止事項は、EU 向けの輸入だけに関わるものであり、EU 以外の仕向地への輸送には関係ないことが明らかと考えられていました。いずれにせよ、両規定では、4 月 9 日までに締結された売買契約については、2022 年 7 月 10 日と 2022 年 8 月 10 日をそれぞれの期限とする猶予期間が適用されていました。

ところが 2022 年 4 月 17 日と 6 月 14 日に EU が公表した Q&A 集では、EU の事業者が EU 域内向けか域外向けかを問わず、そのようなロシア貨物の購入を禁じることは明確化されていたものの、輸送に関わることについては触れられていませんでした。

その後、石炭その他の固形化石燃料の貨物を対象とする猶予期間が期限切れとなる 8 月 10 日に追加の Q&A 集が公表され、第 3i 条と第 3j 条の文言に対する業界のそれまでの解釈に重大な疑義が生じることになりました。上記最新版の Q&A 集は、[こちら](#)でご覧いただけます。それによれば、当該条項の禁止事項は、実際には EU 域内への輸送にとどまらない幅広い範囲への適用を意図しており、ロシアから他国への貨物の輸送にも影響が及ぶことを示唆していると判明しました。

その結果、国際 P&I グループでは、この最新版の Q&A 集の真意や EU の禁止規定の範囲、船主・メンバーやクラブへの潜在的な影響について、欧州委員会に速やかな説明を求めました。

EU が国際 P&I グループに対して明らかにしたところによれば、当該条項にある「輸入」の文言は、EU 域内への輸入に限定されるものである一方、それ以外の直接的または間接的な移送に対する制限については、非 EU 向けにも等しく適用されることを意図しています。したがって、EU の事業者がいかなる仕向地であれ、EU 域内向け、域外向けを問わず、ロシア産の肥料、石炭、その他の固形化石燃料の輸送に関与する場合、EU 制裁措置に違反することになります。

さらに、欧州委員会は、第 3i 条および第 3j 条の (2) (b) 項にある「資金援助」の提供禁止について、保険・再保険業務を含むものであり、EU の管轄権に服するあらゆる事業者がロシア産の肥料および石炭その他の固形化石燃料の貨物の輸送を対象に、仕向地を問わず、保険・再保険を提供できない点を国際 P&I グループに対して言明しています。



国際 P&I グループを構成するクラブのほとんどが EU の管轄下にあります。EU 域外に国籍を持つクラブを含め、国際 P&I グループの全クラブは、EU 域内の国籍を持つ再保険会社の関与に大きく依存する再保険プログラムを前提に活動しています。国際 P&I グループのいかなるクラブであれ、こうした制裁措置により、プールクレームの分担を禁じられれば、個々のメンバーは、クラブの制裁規則に従って不足分を負担することになります。また、国際 P&I グループの再保険プログラムに関与する EU 籍の再保険会社が、こうした制裁措置の下で、クレームの支払いが禁じられる場合、1 億米ドルを超えるクレームについて、同じ方針が適用されます。

最新の Q&A 集がもたらす結果に業界が対処できるよう追加の猶予期間の設定に EU が前向きな様子は見られないため、こうした取引に関与しているメンバーには上記の影響がただちに表れます。不明点がある場合は、それぞれのクラブにお問い合わせになることを強くお勧めします。

なお、メンバーの皆様を重ねて申し上げますが、EU の制裁措置の適用範囲が域外に及ぶことはありません。理事会規則の第 13 条は、適用範囲について次のように定めています。

1. EU 域内
2. 加盟国の管轄下にある航空機内または船舶内
3. EU 域内、域外を問わず、加盟国の国籍を有する個人
4. EU 域内、域外を問わず、加盟国の法律に基づいて設立もしくは設置された法人、事業体または団体
5. EU 域内で行われる事業の全部または一部に関わる法人、事業体または団体

国際 P&I グループのすべてクラブが同様のサーキュラーを発行しています。

以上

**Jeremy Grose**  
**Director**  
The Standard Club UK Limited)

Email: [jeremy.grose@standardclub.com](mailto:jeremy.grose@standardclub.com)

(本回覧は、英文クラブサーキュラーをメンバー各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)